

市県民税申告書の記入例

※申告書左側の記入例

令和8年度 市県民税 申告書

整理番号	綾瀬市
職業・勤務先・屋号	
電話番号	0467-77-1111

付 印 長	現住所	〇〇県▲▲市××～	
	令和8年1月1日現在の住所	綾瀬市早川550番地	
フリガナ	アヤセ タロウ		個人番号
氏名	綾瀬 太郎		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
生年月日	明・大(昭)平・令	24・8・3	世帯主の氏名
続柄	綾瀬 太郎		本人
世帯コード			

申告期限は3月16日です。

A 収入がなかった人等は裏面のA欄を記入してください。
 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (控除額の計算については中の半角を参照してください。)

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険	201,000	
	国民年金・その他の健康保険 給与から差し引かれた社会保険料		
合計		201,000	
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計 円
	7,000		
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計 円
	10,000		
	介護医療保険料の計	円	
	15,000		
16 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計 円
	30,000		2,400
20 障害者控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除	18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除
	氏名 綾瀬 二郎 障害の程度 1 級 氏名 綾瀬 花子 障害の程度 1 級 氏名 綾瀬 太郎 障害の程度 1 級		
24 扶養控除・特定親族特別控除	21 配偶者	氏名 綾瀬 花子	生年月日 明・大(昭)平・令 22・11・1
	22 扶養親族	氏名 綾瀬 二郎	生年月日 明・大(昭)平・令 15・2・6
	23 孫	氏名 綾瀬 太郎	生年月日 明・大(昭)平・令 22・3・6
	24 扶養親族	氏名 綾瀬 太郎	生年月日 明・大(昭)平・令 15・2・6
27 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
28 医療費控除	支払った医療費等	120,000 円	保険金などで補填される金額 5,000 円

住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・個人番号を記入してください。

13から16欄には、令和7年中に支払った社会保険料や生命保険料等をそれぞれ記入してください。生計を一にするご家族の保険料等を支払っている場合も控除の対象となります(ご家族の年金から天引きされている場合は除く)。

17から20の欄には、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除や障害者控除について該当箇所へのチェック及び学校名や氏名、障害の級数等を記入してください。

21から24の欄及び16歳未満の扶養親族欄には、扶養親族もしくは特定親族特別控除たいがいる場合に氏名、生年月日等を記入してください。なお、別居されている場合は裏面最下部の「別居扶養親族等に関する事項」の欄も記入してください。
 ※16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象にはなりません、市民税・県民税の非課税限度額等の判定に必要となります。

28の欄には令和7年中に支払った医療費の合計金額を記入してください。補填される金額欄には、出産育児一時金、高額療養費、生命保険の入院給付金等により補填された金額を記入してください。

代理の方が記入された場合は、備考欄へ署名をしてください。

備考 代筆：後見人 綾瀬 一郎

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

市県民税申告書の計算例

※申告書右側の計算例

令和8年度 市県民税 申告書

整理番号
 電話番号 0467-77-1111

住所 ○○県▲▲市××～
 綾瀬市早川550番地
 氏名 アヤセ タロウ
 綾瀬 太郎
 生年月日 24・8・3
 世帯主の氏名 綾瀬 太郎
 続柄 本人
 世帯コード

申告期限は3月16日です。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除
 社会保険料の控除 支払った保険料 201,000
 国民年金・その他の健康保険
 給与から差し引かれた社会保険料
 合計 201,000

16 生命保険料控除
 新生命保険料の計 旧生命保険料の計 7,000
 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 10,000
 介護医療保険料の計 15,000

17～19 障害者控除
 17 寡婦控除
 18 ひとり親控除
 19 勤労学生控除

20 障害者控除
 氏名 綾瀬 二郎 障害の程度 身体障害者手帳 1 級
 控除額 45,000

21 配偶者控除
 氏名 綾瀬 花子 生年月日 22・11・1
 控除額 200,000

22 扶養親族等
 氏名 綾瀬 二郎 生年月日 15・2・6 同居別居 同居 控除額 45,000
 氏名 綾瀬 三郎 生年月日 22・3・6 同居別居 同居 控除額 45,000
 氏名 平 合 生年月日 平 合 同居別居 同居 控除額 45,000

27 雑損控除
 損害の原価 損害年月日 損害を受けた資産の種類
 雑損金額 5,000 控除額 5,000

28 医療費控除
 支払った医療費等 120,000 控除額 5,000

1 事業等
 2 不働産
 3 配当
 4 雑業
 5 短期長期
 6 一時
 7 事業等
 8 不働産
 9 配当
 10 雑業
 11 短期長期
 12 一時
 13 社会保険料控除
 14 生命保険料控除
 15 地震保険料控除
 16 寡婦、ひとり親控除
 17 勤労学生控除
 18 配偶者(特別)控除
 19 扶養控除
 20 特定親族特別控除
 21 基礎控除
 22 雑損控除
 23 医療費控除

収入金額等
 1 営業等 2,503,640
 2 不働産 2,305,420
 3 配当 1,570,000
 4 雑業 1,205,420
 5 短期長期
 6 一時
 7 事業等
 8 不働産
 9 配当
 10 雑業
 11 短期長期
 12 一時
 13 社会保険料控除 201,000
 14 生命保険料控除 30,500
 15 地震保険料控除 17,400
 16 寡婦、ひとり親控除 530,000
 17 勤労学生控除 380,000
 18 配偶者(特別)控除 450,000
 19 扶養控除 430,000
 20 特定親族特別控除 2,038,900
 21 基礎控除 15,000
 22 雑損控除 2,053,900
 23 医療費控除

所得から差し引かれる金額
 1 社会保険料控除 201,000
 2 生命保険料控除 30,500
 3 地震保険料控除 17,400
 4 寡婦、ひとり親控除 530,000
 5 勤労学生控除 380,000
 6 配偶者(特別)控除 450,000
 7 扶養控除 430,000
 8 特定親族特別控除 2,038,900
 9 基礎控除 15,000
 10 雑損控除 2,053,900
 11 医療費控除

所得金額
 1 2,775,420
 2 2,038,900
 3 2,053,900

1 収入金額等]及び[2 所得金額]について
 令和7年分の源泉徴収票等から転記してください。
 給与、公的年金等の所得計算については申告の手
 引きをご参照ください。
 また、収入がなかった場合は、申告書裏面の「A
 収入がなかった(期間のある)人」欄の該当する部分
 に必要事項を記入してください。
 なお、勤務先から源泉徴収票や年間給与額の支
 払い証明書が交付されない方は申告書裏面「カ 源
 泉徴収票のない給与所得者」欄に必要事項を記入
 してください。

給与については「市県民税の申告の手引き」
 P.2②より、収入額の範囲が1,900,000円～3,599,999
 円のため、
 $2,503,640 \div 4,000 = 625$ (小数点以下切捨) ... A
 $A \times 4000 \times 70\% = 80,000$ 円
 $1,670,000$ 円
 給与所得 = $1,670,000$ 円 - $100,000$ 円 ※
 ※給与と所得と公的年金等の雑所得のどちらもあり、
 その合計額が10万円を超えるため、下記計算式で
 算出した所得金額調整控除額を控除します。
 控除額 = 給与所得控除後の金額(10万円を超える
 場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額
 (10万円を超える場合は10万円) - 10万円

公的年金等については「市県民税の申告の
 手引き」P.2⑦より、65歳以上かつ公的年金に係る
 雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の方
 で収入額が3,300,000円未満のため、
 $2,305,420$ 円 - $1,100,000$ 円
 = $1,205,420$ 円(雑所得)

生命保険料控除については「市県民税の申告
 の手引き」P.2⑬参照より、
 旧契約による生命保険料
 $7,000$ 円(15,000円以下のため) ... ①
 新契約による個人年金保険料
 $10,000$ 円(12,000円以下のため) ... ②
 介護保険料(12,001円以上32,000円以下のため)
 $15,000$ 円 $\times 1/2 = 7,500$ 円 ... ③
 ① + ② + ③ = $30,500$ 円(生命保険料控除)

地震保険料については「市県民税の申告の
 手引き」P.2⑮より、地震保険料の金額が50,000円
 以下のため、
 $30,000$ 円 $\times 1/2 = 15,000$ 円 ... ①
 また、旧長期損害保険料の金額が5,000円以下の
 ため、
 $2,400$ 円 ... ②
 ① + ② = $17,400$ 円(地震保険料控除)

障害者控除については「市県民税の申告の
 手引き」P.3⑯より、身体障害者手帳1級の方で同
 居している扶養の方は同居特別障害者に該当するた
 め、 $530,000$ 円となります。

配偶者控除については「市県民税の申告の
 手引き」P.3⑰参照より、配偶者が昭和31年1月1
 日以前生まれで、所得の合計が56万円以下のため、特
 定扶養親族に該当し、 $380,000$ 円となります。

扶養親族については「市県民税の申告の手
 引き」P.3⑱より、年齢19歳以上23歳未満(平成15
 年1月2日から平成19年1月1日まで)のため、特定
 扶養親族に該当し、 $450,000$ 円となります。

医療費控除については「市県民税の申告の
 手引き」P.4(医療費控除計算式)より、
 $120,000$ 円(支払った医療費) - $5,000$ 円(補填金) =
 $115,000$ 円(差引金額)
 $2,775,420$ 円(所得) $\times 0.05 = 138,771$ 円
 $100,000$ 円 $< 138,771$ 円
 $115,000$ 円 - $100,000$ 円 = $15,000$ 円(医療費控除額)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の
 個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条
 第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

セルフレポート機能の適用を選択する場合は、
 「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。
 5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年
 4月1日において65歳未満の方は給与所得
 以外)の市県民税・県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

備考 代筆：後見人 綾瀬 一郎